

令和7年度 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修

PG01 重要事項の説明

研修受講ガイダンス

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活・発達障害者支援室

相談支援専門官 小川 陽

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本プログラムの目的と流れ

本プログラムを実施する目的

- ① 研修開始にあたり、本研修の目的・構造・概要を理解するための導入の講義を行う。
- ② 本研修や都道府県で実施するサービス管理責任者等研修についての正確な理解とそれに基づく活用法をおさえ、自都道府県や自身の獲得目標を明確化する。

⇒ **研修効果の向上を図る。**

本プログラムの流れ

- ① 【講義】 本研修の位置付け・獲得目標・概要
- ② 【講義】 都道府県研修の実施と本研修の活用方法について
- ③ 【講義】 新型コロナウイルス感染症にも対応した研修様式について ※本講義ではポイントのみ触れる
- ④ 【個人でのワーク】 目標設定

参考（資料のみ）

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成制度について（補足）

相談支援専門員の養成制度について

① 施策の目的

障害福祉分野における相談支援専門員、サービス管理責任者（または児童発達支援管理責任者）の人材不足は喫緊の課題であり、国及び各都道府県における人材養成の強化等の取組を緊急に実施するなど人材確保を図ることにより、障害児者やその家族等に対する相談支援体制の整備を図る。

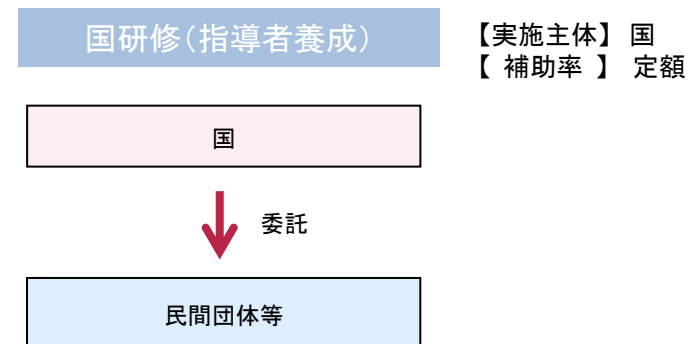
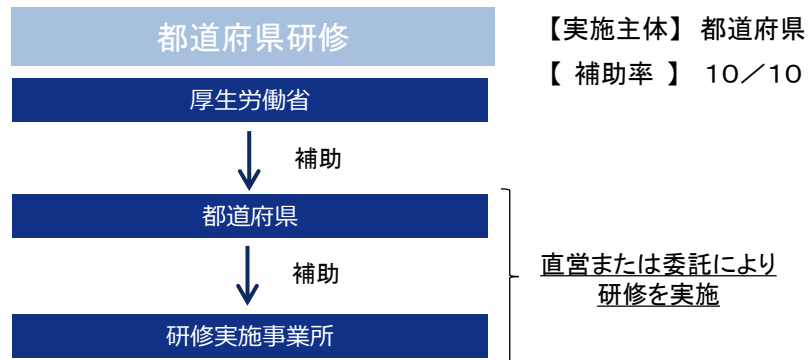
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

都道府県が実施主体である相談支援従事者養成研修及びサービス管理責任者養成研修等について、緊急に研修体制を強化するための費用を補助するとともに、国が実施する指導者養成研修（都道府県における研修の企画立案・運営の中心的な役割を担う指導者を対象）の拡充を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

国と都道府県が一体となって質の高い人材を養成することにより、地域における専門人材の確保と事業所の質の向上を図り、障害児者（またはその家族）の安心した地域生活、自立や社会参加の促進につながる。また、のぞまないセルフプランの解消に資するものである。

施策名:障害福祉分野における相談支援体制等強化事業

事務連絡
令和7年5月29日

各 都道府県 障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

障害福祉分野における相談支援体制等強化事業の要望見込額（追加協議）について（依頼）

障害者保健福祉行政の推進について、日頃よりご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。
標記事業について、令和7年度の要望見込額の追加協議を実施することとしました。
つきましては、下記の通り、ご提出いただきますようお願いいたします。
なお、協議を行わない場合も、その旨連絡願います。

記

1 提出資料
事業計画書

2 提出期限
令和7年6月13日（金） ※期限厳守でご提出ください。

3 提出方法 電子メールにて提出

【照会・提出先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
地域生活・発達障害者支援室 相談支援係
TEL: 03-5253-1111 (内線: 3040)
E-mail: soudan-shien@mhlw.go.jp

各都道府県において積極的な活用をお願いする。

○専門コース別研修の実施

○（演習）講師確保のための研修

など、本事業の目的を達成するために必要と認められる効果的な取組。

重要事項の説明①

本研修の位置付け・獲得目標・概要

本研修は、都道府県が実施する「サービス管理責任者研修」及び「児童発達支援管理責任者研修」並びに専門コース別研修（意思決定支援・障害児支援・就労支援）において、企画立案・運営又は講師の役割を担う指導者を養成することを目的として実施する。（実施要綱「1. 目的」）

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

本研修の位置付け・重点事項（平成18年度～令和6年度）

開始当初は伝達研修として、都道府県研修と同一のカリキュラムで実施。

平成22年度より、都道府県研修の企画運営に資するよう一部の内容を変更して実施。

平成22年度～ 分野毎の演習方法やテキスト内容の統一化を図る

平成24年度～ 児童発達支援管理責任者について本研修の対象とした

平成25年度～ 障害者総合支援法の改正に対応（相談支援専門員との連携）

平成26年度～平成28年度 伝達研修の要素が強い研修からさらに方向性を転換。
・企画運営・情報交換の要素を強化。 ・研修内容(講義・演習)の伝達は短縮版化。
※都道府県で実施する際のポイントを明示し、標準の研修資料例を提示

平成29年度以降カリキュラム改定と新標準カリキュラムに関する伝達を段階的に実施

平成29年度 サービス管理責任者等養成研修カリキュラム改定に関する伝達研修Ⅰ
① 改定に関する情報提供 ② モデル研修プログラムの一部の体験

平成30年度 サービス管理責任者等養成研修カリキュラム改定に関する伝達研修Ⅱ
① カリキュラム改定に関する情報提供 ② 基礎研修【標準カリキュラム】の伝達 ③ 更新研修等の概要の解説

令和元年度 サービス管理責任者等養成研修カリキュラム改定に関する伝達研修Ⅲ
① カリキュラム改定に関する情報提供 ② 更新研修【標準カリキュラム】の伝達
③ 基礎研修・実践研修の概要の解説 ④ 都道府県での実施に向けた企画立案・情報交換

令和2年度 サービス管理責任者等養成研修カリキュラム改定に関する伝達研修Ⅳ
① カリキュラム改定に関する情報提供 ② 実践研修【標準カリキュラム】の伝達
③ 専門コース別研修(意思決定支援)【標準カリキュラム】の伝達 ④ 都道府県での実施に向けた企画立案・情報交換

令和3年度～令和4年度 サービス管理責任者等養成研修カリキュラム改定に関する伝達研修Ⅴ
① カリキュラムに関する情報提供 ② 更新研修(後半部分)【標準カリキュラム】の伝達
③ 専門コース別研修(意思決定支援【標準カリキュラム】、障害児相談支援【概要】)の伝達
④ 都道府県における企画立案・実施上の課題抽出・共有や具体的な準備に向けた情報交換

令和5年度～令和6年度 サービス管理責任者等養成研修カリキュラム改定に関する伝達研修Ⅴ
研修内容は変えず、対面にて実施（専門コース別研修はオンライン）

新制度・カリキュラムによる研修の実施

オンライン開催

オンライン開催

令和 7 年度研修の位置付け・獲得目標

前提

- サービス管理責任者等の質の向上のため、サービス管理責任者等研修事業について制度の改定を実施。
- 都道府県においては、令和元年度から新カリキュラムによる研修を段階的に実施
- 令和 3 年度までは各都道府県による研修事業が新制度へ円滑に移行するための研修と位置付け、段階的に新標準カリキュラムの内容を伝達【令和 3 年度で伝達は一通り完了】。

今年度研修

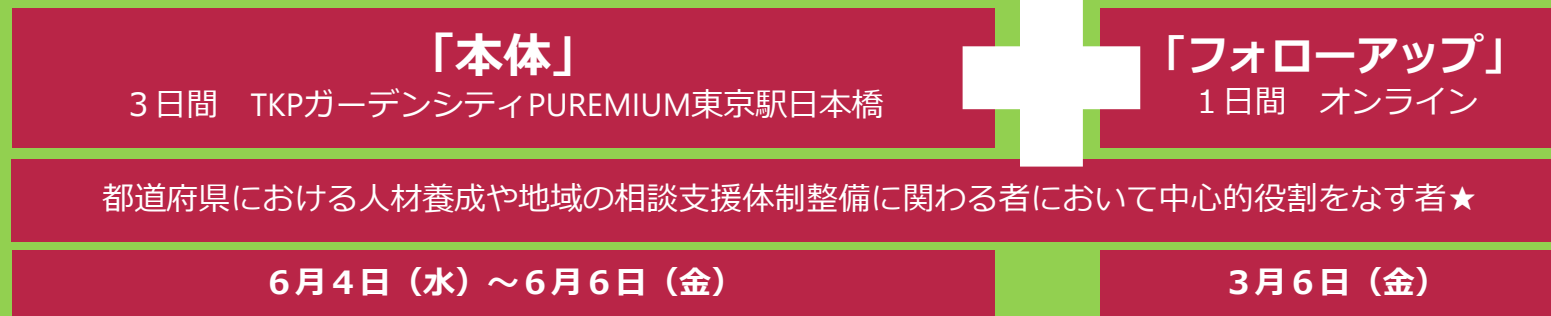
都道府県での円滑かつ質の高い研修の実施に向けた素養を養う

- 各都道府県による研修を更に効果的に実施するための研修と位置付けて実施。
 - ① サービス管理責任者等養成研修【標準カリキュラム】に関して総合的に取り扱う内容の研修
 - 【基礎】 標準カリキュラムを概観しつつ、都道府県での実践の共有や研修をさらにブラッシュアップするための内容で実施
 - 【実践】 標準カリキュラムの内容を丁寧に抑えるとともに、都道府県での実践の共有や各科目をより効果的に展開するための方法を検討する内容で実施
 - 【更新】 【〈実践の振り返り〉に関する科目については標準カリキュラムを概観し、都道府県での実践の共有や研修ををさらにブラッシュアップするための内容で、〈人材養成〉に関する科目^(※)については、受講生が標準カリキュラム内容を体験することに主眼を置いて実施（※）令和 6 年度から実施を行うとされている部分
 - 【自治体】 人材養成・育成に関する都道府県の機能・役割等の再確認を行う（他コース同様 1.5 日での実施）
 - ② 標準カリキュラムのうち、下記についての伝達
 - ・ 専門コース別研修（意思決定支援、障害児相談支援、就労支援）
 - ③ 都道府県における企画立案・実施上の課題抽出・共有や具体的な準備に向けた情報交換（演習）の実施。

令和7年度の指導者養成研修の実施について

専門コース別研修については、サビ児管研修の枠組み内で実施するので、受講者の選定等留意されたい。

相談支援従事者指導者養成研修会



★ ①各都道府県における研修全体の企画立案においてリーダー的役割をなす者及び②相談支援従事者養成研修事業・相談支援事業（相談支援体制整備事業）・（自立支援）協議会を担当する都道府県職員を対象とする

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修会

共通＝【意思決定支援、障害児支援、就労支援】



サビ児管国研修本体（3日）
とは別の受講者を選定可

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者とその養成研修の位置付け

基準省令

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七一)
指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七二)
指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一五)
指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一六)
(従業者)

○指定療養介護事業所ごと利用者の数の区分に応じ、サービス管理責任者を配置する。

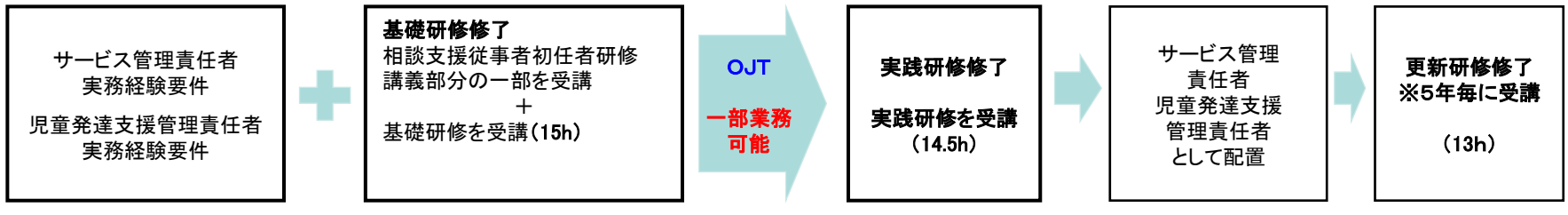
○児童発達支援管理責任者 一以上

告示

サービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成一八・九・二九厚労告五四四)

障害児通所施設又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの

(平成二四・三・三〇厚労告二二七／改正:平成三一・三・二九厚労告一〇九・一一〇)



通知

サービス管理責任者研修事業の実施について(平成一八・八・三〇 障発〇八三〇〇〇四)

○サービス管理責任者研修

○児童発達支援管理責任者研修

→

- ・標準カリキュラムを明示
- ・地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者について（平成31年4月1日～）

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件を設定。（令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修修了者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。）
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施することとした。（各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。）
- 直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とすることとした。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置に係る要件

【1】実務経験＋【2】研修の修了

【1】実務経験要件

障害児者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務（相談支援又は直接支援の業務）
※保有する資格や従事する業務等により要する期間が異なる。

【2】研修修了要件：A）＋B）

A）基礎研修等修了

①相談支援従事者初任者研修講義部分の一(11h)を修了
②基礎研修(15h)を修了
※を満たす予定の日の2年前から受講可

B）実践研修修了(14.5h)

基礎研修修了後、実践研修受講開始日前5年間に2年（一部半年とできる場合有）以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある場合に受講可。（★）

JOIT(★)
一部業務可能

サービス管理責任者
児童発達支援管理責任者
として配置可

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置の継続に係る要件

更新研修修了(13h)

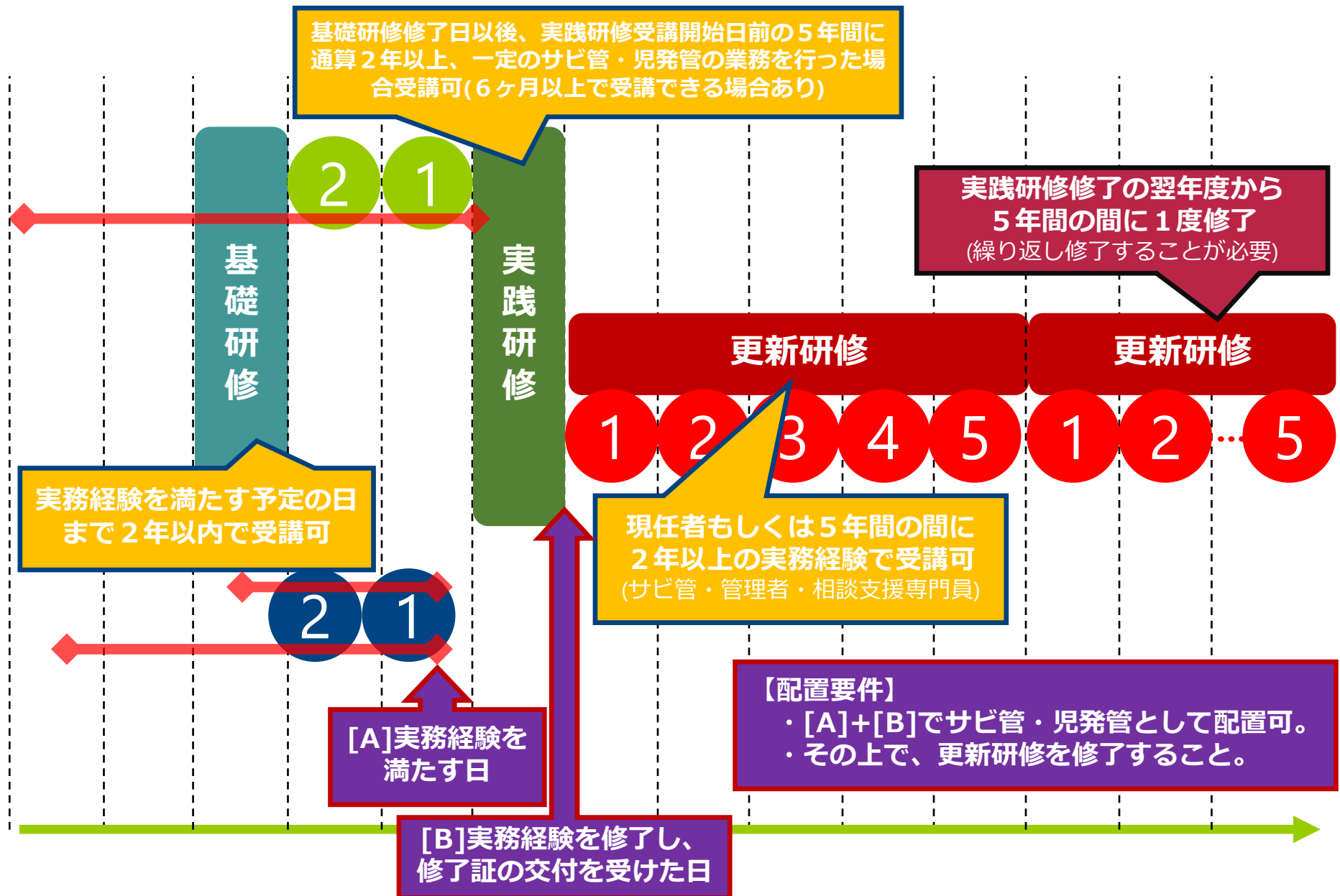
実践研修修了の翌年度から5年間に1度毎修了することが必要。

研修受講に係る実務経験要件

以下①もしくは②のいずれか

- ① 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員としての実務経験がある
- ② 現にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者として従事している

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件と研修受講要件



※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験①**(OJT)については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件②**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- やむを得ない事由**によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、**サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※） 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

実務経験要件

研修修了要件

配置要件（原則）

基礎研修
(26h)
修了

実務経験① (OJT) (相談支援業務又は直接支援業務)
(2年以上)

実践研修
(14.5h)
修了

新 配置要件（例外）

要件① 基礎研修受講時に既に左記実務経験要件
(3～8年)を満たしている者に限り選択可能なルート

基礎研修
(26h)
修了

要件② 実務経験① (OJT)
(個別支援計画作成)
(6月以上) 【新規】

実践研修
(14.5h)
修了

要件③

個別支援計画の作成の業務
に従事する旨を事前届出

（具体的な業務内容）
利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援会議への参加等

サービス管理
責任者等として
配置可
(5年毎に要
更新)

実務経験②

(相談支援業務
又は
直接支援業務
3～8年)

OJT期間が6月以上で実践研修を受講しようとする際の留意点

OJT 期間が「6月以上」とすることができる要件

- ① 基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしていること。
- ② 実践研修の受講要件である実務経験（OJT）として、障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事すること。
- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行うこと。

届け出の方法例

- ㊦ サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務に従事する場合。

【届け出る内容】

OJTに従事する旨を①OJTに従事する者の氏名、②開始年月日がわかるように届け出ること。

【届け出る方法例】

体制届に添付する従業者等の勤務体制及び勤務形態を表す文書等において、当該者に関する欄に備考として記す等。

※OJTの開始年月日及び体制を届け出る日は基礎研修修了日の翌日以降となる。

※指定基準や報酬告示等により届け出を要する事項を変更しない場合、直近の体制届に付属する文書を追加で提出する等の取り扱いとして差し支えない。

- ① やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所等において、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている者（実務経験者）をサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者とみなして配置する場合。

- ㊦ 令和3年度末までに、実務経験者が基礎研修修了者となっており（経過措置対象者）、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者とみなして配置する場合。

⇒ 当該配置を届け出たことをもってOJTの実施についても届け出ているものとして【別途の届け出は不要】

※ただし、OJTの開始日は基礎研修修了日の翌日以降となる。

（実践研修受講時は、基礎研修修了日及び体制届の必要部分の写しをもって確認を行うこと。）

相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある

いいえ

実務経験が1～6年あれば基礎研修受講可
(ただしOJT期間は2年以上必要)

はい

上記実務経験が
基礎研修受講日時点で既にある

いいえ

OJT期間は2年以上必要
(内容は相談支援又は直接支援の業務で可)

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
個別支援計画作成の一連の業務で行う

いいえ

OJTの内容が相談支援又は直接支援の業務の場合、
期間は2年以上必要

はい

個別支援計画作成の一連の業務を行うことについて、
指定権者に届出を行っている(又は予定)

いいえ

業務実施についての届出がない場合、
OJT期間は2年以上必要

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
6月以上で可能!

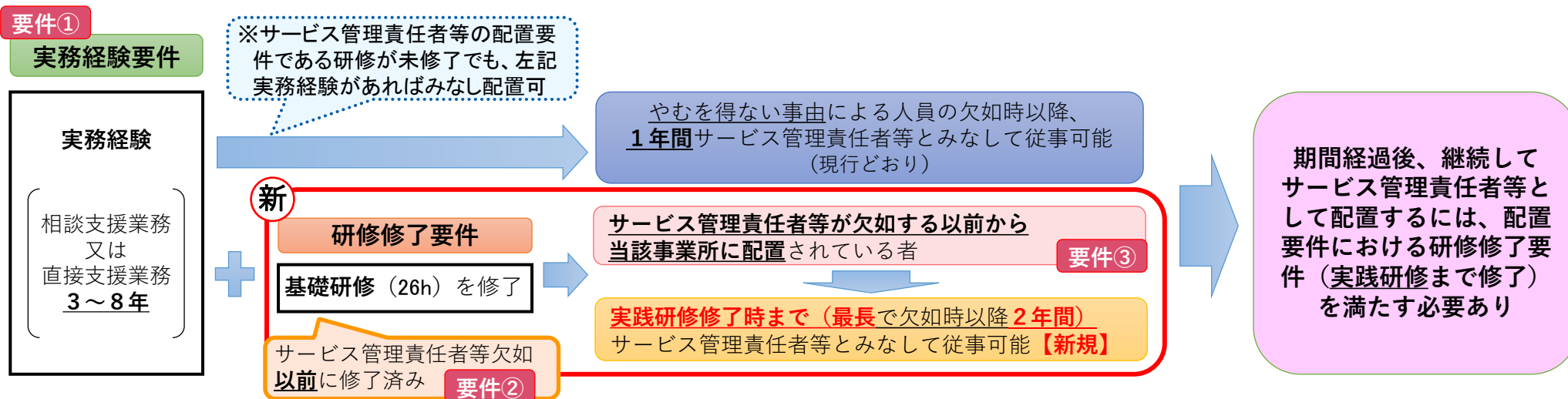
② やむを得ない事由による措置について

- やむを得ない事由**（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）** サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。



サービス管理責任者等の欠如について
やむを得ない事由によるものと自治体が認めている

いいえ

欠如がやむを得ない事由によるものでなければ、
みなし措置の対象外

はい

相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある

いいえ

実務経験が3～8年ない場合は
みなし措置の対象外

はい

サービス管理責任者等の欠如した時点で
既に基礎研修を修了済みである

いいえ

基礎研修が未修了又は修了が欠如後の場合は
みなし期間は1年間

はい

サービス管理責任者等の欠如時以前から
当該事業所に配置されている

いいえ

欠如時後に当該事業所に配置された者の場合は
みなし期間は1年間

はい

実践研修修了時まで（**最長**で欠如時以降**2年間**）
みなし配置可能

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表

相談支援従事者初任者研修講義部分（旧）		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2h
	地域支援に関する講義	3h
合計		11.5h

共通講義及び分野別演習（旧）		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10h
合計		19h

（新設）

相談支援従事者初任者研修講義部分		時間数
講義	1 障害者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5h
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

基礎研修		時間数
講義	1 サービス管理責任者〈児童発達支援管理責任者〉の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義	7.5h
演習	2 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h

実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供に関する講義及び演習	6.5h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	3.5h
	4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習	3.5h
合計		14.5h

更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7h
合計		13h

初任者研修の構造 ※相談支援従事者研修

告示別表

初任者研修		時間数
講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5.0h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3.0h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3.0h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	—
合計		42.5h

通知

相談支援従事者研修事業の実施について

(平成一八・四・二一 障発〇四二一〇)

●相談支援従事者研修事業実施要綱

以下の標準カリキュラムを含む内容

- ・相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム
- ・相談支援従事者現任研修標準カリキュラム
- ・専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

標準カリキュラム

1日目	概論	研修受講ガイダンス（標準カリキュラム上は任意）
		相談支援（障害児者支援）の目的（1.5時間）
		相談支援の基本的視点（障害児者支援の基本的視点）（2.5時間）
2日目	法制度	相談支援に必要な技術（1時間）
		障害者総合支援法等の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解（1.5時間）
	技法の実際	障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援（サービス提供）の基本（1.5時間）
		相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス（1.5時間）
3日目 4日目	講義演習	相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点（1.5時間）
		談支援の実際（ケアマネジメント手法を用いた相談支援プロセスの具体的理解）（12時間）
5日目	実習	実習ガイダンス（1時間）
		相談支援（ケアマネジメント）の基礎技術に関する実習1
		地域資源に関する情報収集
6日目	講義演習	実践研究1（6時間）
		相談支援（ケアマネジメント）の基礎技術に関する実習2
7日目	講義演習	実践研究2（4時間）
		実践研究3（6時間）
		研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り（2.5時間）

基礎研修の構造

告示別表

基礎研修		時間数
講義	1 サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義	7.5h
演習	2 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
	合計	15h

標準カリキュラム

		研修受講ガイダンス（標準カリキュラム上は任意）
1日目	講義	サービス（支援）提供の基本的な考え方【1時間】
		サービス（支援）提供のプロセス【1.5時間】
		サービス等利用計画（障害児支援利用計画）と個別支援計画の関係【1時間】
		サービス（支援）提供における利用者主体のアセスメント【2.5時間】
		個別支援計画作成のポイントと作成手順【1時間】
2日目	演習	個別支援計画の作成【4.5時間】
		個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）及び記録方法【3時間】

通知

サービス管理責任者研修事業の実施について（平成18年8月30日 障発0830004）

●サービス管理責任者等研修事業実施要綱

以下の標準カリキュラムを含む内容

- ・サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）基礎研修標準カリキュラム
- ・サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）実践研修標準カリキュラム
- ・サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）更新研修標準カリキュラム
- ・専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

〈 〉内は児童発達支援管理責任者研修の場合の科目名

実践研修の構造

告示別表

実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供に関する講義及び演習	6.5h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	3.5h
	4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習	3.5h
合計		14.5h

通知

サービス管理責任者研修事業の実施について（平成18年8月30日 障発0830004）

●サービス管理責任者等研修事業実施要綱

以下の標準カリキュラムを含む内容

- ・サービス管理責任者〈児童発達支援管理責任者〉基礎研修標準カリキュラム
- ・サービス管理責任者〈児童発達支援管理責任者〉実践研修標準カリキュラム
- ・サービス管理責任者〈児童発達支援管理責任者〉更新研修標準カリキュラム
- ・専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

標準カリキュラム

		研修受講ガイダンス（標準カリキュラム上は任意）
1日目	講義	障害者〈児童〉福祉施策の最新の動向【1時間】
	講義 演習	モニタリングの方法（講義・演習）【2時間】
		個別支援会議の運営方法（講義・演習）【4.5時間】
サービス〈支援〉提供職員への助言・指導について（講義・演習）【1.5時間】		
実地教育としての事例検討会の進め方（講義・演習）【2時間】		
サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者の役割（多職種連携や地域連携の実践的事例からサービス担当者会議のポイントの整理）（講義）【50分】		
（自立支援）協議会を活用した地域課題の解決に向けた取組（講義）【50分】		
サービス担当者会議と（自立支援）協議会の活用についてのまとめ（演習）【110分】		
2日目		

〈 〉内は児童発達支援管理責任者研修の場合の科目名

更新研修の構造

告示別表

更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義 演習	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習（※）	7h
合計		13h

（※）令和5年度までは省略可。

標準カリキュラム

1 日目	研修受講ガイダンス（標準カリキュラム上は任意）	
	講義	障害者（児童）福祉施策の最新の動向【1時間】
	講義 演習	事業所としての自己検証（演習）【1.5時間】
		サービス管理責任者〈児童発達支援管理責任者〉としての自己検証（演習）【2時間】
		関係機関との連携（演習）【1.5時間】
2 日目		サービス管理責任者〈児童発達支援管理責任者〉としてのスーパービジョン（講義）【3時間】
	事例検討のスーパービジョン（演習）【1時間】	
	サービス〈支援〉提供職員等へのスーパービジョン（演習）【2時間】	
	研修のまとめ（演習）【1時間】	

〈 〉内は児童発達支援管理責任者研修の場合の科目名

通知

サービス管理責任者研修事業の実施について（平成18年8月30日 障発0830004）

●サービス管理責任者等研修事業実施要綱

以下の標準カリキュラムを含む内容

- ・サービス管理責任者〈児童発達支援管理責任者〉基礎研修標準カリキュラム
- ・サービス管理責任者〈児童発達支援管理責任者〉実践研修標準カリキュラム
- ・サービス管理責任者〈児童発達支援管理責任者〉更新研修標準カリキュラム
- ・専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

専門コース別研修

～R3→R4

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修：講義名	時間数
意思決定支援	6h



サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修：講義名	時間数	拡充理由
意思決定支援	6h	
障害児支援	13h	従前の児童分野の内容を補完
就労支援	14h	従前の就労分野の内容を補完



R6年度はサビ児管指導者養成研修事業の中で実施予定 (9月10日)
→ 専門コース別部分は、サビ児管研修本体部分と別個に受講者を募集

相談支援専門員研修：講義名	時間数
障害児支援	6.5h
権利擁護・成年後見制度	14h
地域移行・定着、触法	13h
セルフマネジメント	6.5h
スーパービジョン・管理・面接技術	6.5h
意思決定支援	6h



相談支援専門員研修：講義名	時間数	拡充理由
障害児支援 <u>(拡充)</u>	13h	相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめを踏まえた対応
権利擁護・成年後見制度	14h	
地域移行・定着、触法	13h	
セルフマネジメント	6.5h	
スーパービジョン・管理・面接技術	6.5h	
意思決定支援	6h	
就労支援	14h	障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会における報告内容を踏まえた対応
介護支援専門員との連携・相互理解	10.5h	社会保障審議会障害者部会報告書や相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめを踏まえた対応

※黄色塗り部分がR4年度に新設・拡充した部分

※意思決定支援、障害児支援及び就労支援のカリキュラムは相談支援専門員、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に共通。

相談支援専門員・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に共通するカリキュラムの専門コース別研修について

- 相談支援専門員・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に共通するカリキュラムの専門コース別研修は、意思決定支援コース（令和2年度創設）、障害児支援コース、就労支援コース（令和4年度創設）の3コース。
- 都道府県等において対象者別に独立した研修として実施することを妨げるものではないが、相談支援専門員とサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が共通の基礎的知識等を持つことや相互理解に基づく連携促進が重要であることから、企画・立案の段階から相談支援専門員側とサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者側の双方の立場のスタッフが関わり、受講者についても双方を対象とした研修として実施することが望ましい。

コース名	留意点
意思決定支援	・「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」とそれに基づく意思決定支援を学ぶもの。 ・当該ガイドラインにおいては、相談支援専門員やサービス管理責任者等が意思決定支援責任者として相互に連携して意思決定支援会議を活用しながらチーム支援の要として意思決定支援を行う枠組みが提示されている。
障害児支援	・児童期の支援の基本姿勢やポイントと支援のマネジメントプロセスを学ぶもの。 ・従来より相談支援従事者に対しては障害児支援コースが設定されていたところ。 ⇒ サビ管・児発管にとっては新設、相談にとってはカリキュラム改定
就労支援	・就労支援の基本姿勢やポイントと支援のマネジメントプロセスを学ぶもの。 ・相談支援従事者、サービス管理責任者双方にとって新設のカリキュラム。 ・就労選択支援事業について追加を行う（R6）

都道府県における専門コース別研修の実施実績・予定

相談支援従事者、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者共通

コース名	R 7 年度 実施予定	R6年度 実施	R5年度 実施	R4年度 実績	R3年度 実績
障害児支援	36	30	21	15	12
権利擁護・成年後見制度	14	4	2	2	3
地域移行・定着、触法	19	8	10	9	7
セルフマネジメント	13	2	1	2	1
スーパービジョン・管理・運営	19	10	11	9	10
意思決定支援	37	29	22	21	15
就労支援	28	11	8	1	－
介護支援専門員との連携	15	6	4	2	－
標準カリキュラム以外のテーマ	18	11	8	11	13

含、障害福祉分野における相談支援体制等強化事業活用分

(障害福祉課調べ)

令和7年度サービス管理責任者等指導者養成研修の構成

●専門コース別研修部分

Zoomによるオンライン開催

1日目 9/9	意思決定支援コース	障害児支援コース	就労支援コース
	受講生が標準カリキュラムの内容を体験することに主眼を置いて実施	標準カリキュラムの内容（各科目の概要・展開方法等）の伝達に主眼を置いて実施	標準カリキュラムの内容（各科目の概要・展開方法等）の伝達に主眼を置いて実施

●サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修部分

対面・集合形式により開催

2日目 9/10	PG01 ガイダンス PG02-07 講義等 PG08 都道府県での協議 PG09 振り返り サービス管理責任者等研修の全体像や今後の課題を俯瞰 （⇒各都道府県の課題等の確認、本研修で獲得したいこと等を確認）			
3日目 9/11	基礎研修コース	実践研修コース	更新研修コース	自治体職員コース
	【標準カリキュラムを概観しつつ、都道府県での実践の共有や研修をさらにブラッシュアップするための内容で実施】	【標準カリキュラムの内容を丁寧に抑えとともに、都道府県での実践の共有や各科目をより効果的に展開するための方法を検討する内容で実施】	【〈実践の振り返り〉に関する科目については標準カリキュラムを概観し、都道府県での実践の共有や研修をさらにブラッシュアップするための内容で、〈人材養成〉に関する科目については、受講生が標準カリキュラム内容を体験することに主眼を置いて実施】	【サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に係る人材養成・育成に関する都道府県の機能・役割の確認等に主眼を置いて実施】
4日目 9/12	PG10サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成体系について 各コース毎の研修プログラムについて全体で共有すると共に、研修（人材育成）体系全体への視座から法定研修の位置・内容等を確認する			
	PG11・12 都道府県単位でのグループ演習と全体共有 ここまでの研修プログラムを受け、 （①同一都道府県の受講生間での共有を図り、） ②都道府県での課題と今後の課題解決に向けた取組 について協議			

重要事項の説明②

都道府県研修の実施と本研修の活用方法について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

本研修に関する講義資料や講義等の映像の利活用について

研修資料について

- 本研修の研修資料は**都道府県研修に利活用可**。
- 本研修の研修資料を使用する際は、**引用ルールやマナーに留意すること**。

① **出典を示すこと**。

② **改変を加えた場合、改変した旨を明示すること**。

- 一般に公開する資料等は、研修終了後に学院HPに掲載。

※個別の提供交渉は慎むこと。

映像について

今年度は研修映像の公開は行わない。（研修教材として提供される映像のみ）

- **都道府県研修の企画・立案に従事する者**（都道府県担当者・講師等）に限り、**受講者以外であっても視聴可**。

・視聴チャンネル情報等の管理は各都道府県の責任において行うこと。

- 研修教材としての映像については**今年度内視聴可**（予定）。

- **研修の映像のメディア等への保存、都道府県研修等に用いることその他の二次利用は不可**（知的財産権の侵害にあたる場合もあるため、十分留意すること）。

※研修教材として提供される映像については、都道府県研修で活用可。

留意事項

- 各研修実施地域（都道府県）内で、以下の取組が重要。

① **講師・関係者全員が研修の意図・構造・内容を咀嚼しながら共有すること**。

② **人材育成体系の中へ各研修を位置づけること**。

③ **研修の企画・運営を継続性のあるチームで行うこと**。

⇒ 標準カリキュラムや研修実施ガイドライン（シラバス等）、教材（ツール）、展開方法等詳細を提供するが、**その意図を十分理解**しつつ自都道府県にフィットした研修とすることが重要。

⇒ ただし、**都道府県間の差の解消**も求められているため、標準カリキュラム及び研修実施ガイドラインに準拠していることは強く求められる。

⇒ 研修の質向上については、本研修における企画・立案の検討等を通して**都道府県間の共有を行い、都道府県間の差異を縮めつつ行う**。（自治体職員コースの充実）

重要事項の説明③

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修事業における留意点など

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の実施について

前提

- サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者相として配置されるためには、実務経験要件及び基礎研修の修了後、所定の期間のOJTを経て実践研修を修了が必要。
 - 実践研修を修了後、所定の期間内での更新研修の修了が必要。
 - 研修の修了には、告示に示す方法(講義、演習、実習)、科目、時間を満たした研修の全課程を受講することが必要。
- 事業の継続が担保されるよう、受講の必要な者を把握する。

研修実施上の工夫等

○ 感染拡大防止対策の徹底と研修の実施

- ① 講義の遠隔化（オンライン化）
- ② 演習の小規模化・分散化
 - ・ 業務実施地域(障害保健福祉圏域・市町村)に近いところでの、その地域を単位とした実施。
 - ・ 対面と同等程度の効果が期待できる場合は、演習の遠隔化も可。
- ③ 研修会場における感染症拡大防止対策等
 - ・ 感染拡大の状況を踏まえ判断すること。
 - ・ 感染症対策に関しては最新の情報を活用すること。

更新研修受講者について

事務連絡 令和5年6月30日

サービス管理責任者等に関する告示の改正について

更新研修の受講に必要な実務経験の範囲についてサービス管理責任者等更新研修の受講に必要な実務経験として、現行、サービス管理責任者では児童発達支援管理責任者の実務経験が、児童発達支援管理責任者ではサービス管理責任者の実務経験が規定されていない等、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者双方の配置要件を満たしている者であっても、いずれか一方の更新研修の受講要件を満たさず、従事ができなくなる場合があったことなどから、以下のとおり改正を行いました。

- ① サービス管理責任者の更新研修の受講に必要な実務経験サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者（障害福祉サービス事業を行う事業所、指定障害者支援施設等、障害児通所支援事業を行う事業所又は指定障害児入所施設等の管理者を指す。）又は相談支援専門員（計画相談支援事業所、地域相談支援事業所又は障害児相談支援事業所における相談支援専門員を指す。）
- ② 児童発達支援管理責任者の更新研修の受講に必要な実務経験サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者（障害福祉サービス事業を行う事業所、指定障害者支援施設等、障害児通所支援事業を行う事業所又は指定障害児入所施設等の管理者を指す。）又は相談支援専門員（計画相談支援事業所、地域相談支援事業所又は障害児相談支援事業所における相談支援専門員を指す。）

受講生が新型コロナウイルス感染症に感染した際等の対応について

前 提

- サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者相として配置されるためには、実務経験要件及び基礎研修の修了後、所定の期間のOJTを経て実践研修を修了することが必要。
- 実践研修を修了後、所定の期間内での更新研修の修了が必要。
- **研修の修了には、告示に示す方法(講義、演習、実習)、科目、時間を満たした研修の全課程を受講することが必要。**



受講生が感染者や濃厚接触者となり、研修の一部を受講できなくなった場合の対応例

- **欠席した科目について、告示に示す形を満たしたもので補うことが必要。**

⇒ ①別日程で同一の研修を開催する場合には、別日程での受講に振り替える。

②欠席した科目について開講される補講（告示の方法・時間を満たしたもの）を受講する。（※1）

③（年度を超えた受講でも支障がない場合）翌年度（※2）に欠席した科目について、受講する。

例）レポート提出、科目の内容と異なる映像の視聴、演習を講義に替える、時間を短縮する等による代替は不可

◎いずれの場合も、研修の全課程を改めて受講し直す必要はなく、欠席した科目を受講すれば修了に足りるものである。

◎新型コロナウイルス感染症に係る欠席に限らず、やむを得ない事由による欠席についてもこれらの方法を採用することが可能。

【参考】障害のある受講者等への配慮として、以下の取扱いを認めている。⇒やむを得ない事由による欠席者についても適用可能

※1 相談支援従事者養成研修（初任者研修）については、「基幹相談支援センター等での履修」として、「研修前半の4日間までのカリキュラムを履修済みの者」については、基幹相談支援センターや当該受講者の所属事業所等において、都道府県により本研修の指導者と認められた者の指導の下、上記カリキュラム以降（＝後半3日間）の一連の演習等の内容に相当するスーパーバイズ等を受けることにより、全カリキュラムを修了したものとみなす。」としている。

※2 「最長24ヶ月を上限とし、年度を超えた長期履修」を可能としている。

（平成18年4月21日 障発第0421001号「相談支援従事者研修事業の実施について」最終改正令和4年3月31日）

4

目標設定

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

【参考】想定される都道府県での実施上の課題（例）

【１】運営等の課題

- 真に受講が必要な者の把握と確実な受講に向けた取組（定員の想定と規模の確保）
- 研修受講に係る実務経験要件の確認方法
- 日程・会場の確保、他研修との日程の調整、複数日程で実施する場合の参加者の振り分け
- 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画との整合性
（障害福祉サービス等及び障害児支援の提供体制ならびにサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み）
- 合理的配慮の提供（準備）と基礎的環境整備
- オンラインの活用【オンデマンド配信・リアルタイム配信・双方向通信】
- 現カリキュラムでの基礎・実践（R6より二日間）・更新の各研修実施に向けた準備(協議)方法、評価方法
- 研修修了者名簿の管理
- 予算の確保
- 未実施の研修（専門コース別研修）の実施
（令和6年度報酬改定内容等を勘案）
⇒障害福祉分野における相談支援体制等強化事業の活用

【参考】想定される都道府県での実施上の課題（例）

【２】企画等の課題

- 教材(講義資料、演習ツール、演習モデル事例等)の作成
- 各研修での講義・演習の展開方法
- 現カリキュラムでの基礎・実践・更新の各研修の実施に向けた準備(協議)方法、評価方法
※標準カリキュラムの意図を理解し、研修に反映できているか。
- サビ児管・相談共通の専門コース別研修の科目設定、内容等の協議や研修実施体制の確保
- リーダーの育成、活躍できる環境の整備
- 講義講師の確保・養成、研修内容の伝達
- 演習講師の確保・養成、研修内容の伝達
- 研修メニュー・内容が増加する中での講師の役割分担、負担軽減
- 専門コース別研修の実施における相談支援専門員との協働

目標設定

PG01 で記入

都道府県名：

この研修で特に意識して学びたいこと・
知りたい（情報を得たい）こと等

自県の課題

基礎・実践・更新や専門コース別等の研修、人材育成体系等について、自県研修の課題や改善したい点、さらにブラッシュアップしたい点等について記入。

※専門コース別研修（オンライン研修）の留意点

必ず守ってください！

- 表示名は以下のルールとすること。

【都道府県名】せいめい 例）【東京都】ちよだ はなこ

- **研修中は常時カメラはオン・マイクはミュート**とすること。

- ・ 休憩時間中はカメラオフにしてよい。
- ・ マイクは講師・事務局から指名があった場合にオンにすること。

- **ルームに入室したら、その日の研修終了後まで退出しない**こと。〈お昼休みも同様です〉

※演習を行うために行ったグループ分けの設定が消えてしまうことがあります。

- ☆ 水分補給等は適宜行い、熱中症にならないようご注意ください。